

令和7年度（2025年度） 償却資産（固定資産税）申告の手引き

栃木県佐野市

市税につきましては、平素から格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は土地・家屋のほか、事業の用に供される資産（償却資産）についても課税対象となります。償却資産（事業用として貸し付けているものを含む。）を所有している法人または個人の方は税務署への申告とは別に、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の佐野市内における償却資産所有状況を申告していただく必要があります。

この手引きを参考に申告書を作成のうえ、ご提出ください。

申告期限 令和7年1月31日（金）

（事務処理の都合上、なるべく1月20日（月）までにご提出ください）

＜お知らせ＞

- ・ 該当資産がない場合、前年度の申告内容と変更がない場合、事業を廃止した場合も、その旨を申告書の備考欄に記載し、必ず提出してください。
- ・ 申告書を郵送される方で、受付印が押印された控の返送をご希望の場合は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

【目次】

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| 1. 償却資産とは・・・1 | 6. 申告の対象とならない資産・・・4 |
| 2. 申告していただく方・・・1 | 7. 非課税、課税標準の特例について・・・5 |
| 3. 申告方法と提出書類・・・1 | 8. 申告書等の記入について・・・7～10 |
| 4. 申告の対象となる資産・・・1 | 9. 太陽光発電設備の設置について・・・11 |
| 5. 償却資産と家屋の区分・・・3 | 10. 償却資産申告における注意事項・・・11 |

提出先及び問合せ先

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地
佐野市役所 資産税課

電話：0283-20-3009（直通）

1. 償却資産とは

固定資産税の課税対象となる償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものも含む）をいいます。

2. 申告していただく方

令和7年1月1日現在、佐野市に償却資産を所有されている方（リース資産については、基本的にリース会社に申告していただきます。ただし、リース期間終了後、無償で譲渡されることを条件に借りている場合や割賦販売の場合は、借りている方が申告することになります。）

3. 申告方法と提出書類

			提出書類
初めて申告される方	資産 あり	令和7年1月1日現在において佐野市内に所有されている全ての資産	申告書 種類別明細書
	資産 なし	備考欄に「該当資産なし」と記入	申告書
前年度までに申告されている方	資産に増減あり	令和6年1月2日から令和7年1月1日までに増加・減少した資産	申告書 種類別明細書
	資産に増減なし	備考欄に「異動なし」と記入	申告書
	廃業・解散・転出・事業所廃止等をされた場合は、備考欄にその旨と異動年月日を記入してください。		申告書 種類別明細書(減少)
評価額等を算出する電算処理により全資産申告をされる方		令和7年1月1日現在において佐野市内に所有されている全ての資産	申告書 種類別明細書
インターネットによる電子申告をされる方		地方税ポータルシステム eLTAX（エルタックス）をご利用できます。 詳細はホームページ（ https://www.eltax.lta.go.jp ）をご覧ください、ヘルプデスク（Tel.0570-081459）にお問い合わせください。	

4. 申告の対象となる資産

- (1) 土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産
- (2) 減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入される資産
- (3) 遊休未稼働であっても事業の用に供することができる状態にある資産
- (4) 簿外資産、償却済資産（※）で現に事業の用に供している資産

(5) 建設仮勘定として経理されている資産でその一部が1月1日までに完成し事業の用に供している資産

※償却済資産：法人税法又は所得税法においてその耐用年数を経過し、帳簿上は残存簿価である1円が計上されている資産についても、事業の用に供することのできる状態にある限りは固定資産税の課税対象資産となります。この場合、残存簿価の1円ではなく、当初の取得価額を申告してください。

<償却資産の種類と具体例>

資産の種類		主な償却資産の例
第1種	構築物 (建物付属設備含む)	門、塀、舗装路面、広告塔、緑化設備、駐車設備、テナント等の内装工事、煙突、コンテナ 等
第2種	機械及び装置	モーター、ボール盤、化学装置、冷凍装置、太陽光発電設備、その他機械及び装置 等
第3種	船舶	ボート、釣舟 等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
第5種	車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車、自転車、リヤカー 等
第6種	工具、器具及び備品	机、イス、ロッカー、パソコン、エアコン、医療機器、理容及び美容機器、厨房機器、レジスター、無人航空機（ドローン）等

<業種別の償却資産具体例>

業種	主な償却資産の例
共通	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、簡易間仕切り、応接セット、ロッカー、キャビネット、パソコン、LAN配線、コピー機、レジスター、金庫、看板等
小売業・飲食店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、カウンター、テーブル、椅子、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫等
理容・美容業	理・美容椅子、パーマ器、タオル蒸器、洗面設備、サインポール、消毒殺菌機等
医院・歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、血圧計、保育器、脳波測定器、CT装置、MRI装置、各種検査機器）、待合室椅子等
工場	旋盤、ボール盤、プレス機、金型、フォークリフト、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
娯楽業	パチンコ台、パチスロ台、ゲーム機、両替機、玉貸機、カード発行機、島台、店内放送設備、防犯監視設備等
不動産貸付業	駐車場舗装、緑化設備、フェンス、側溝、電力引込線、屋外給排水管、屋外ガス管、自転車置場、集合郵便受け、太陽光発電設備等
農業・畜産業	サイロ、ビニールハウス、乾燥機、田植機、草刈機、搾乳機、野菜洗浄機等

5. 償却資産と家屋の区分

家屋には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備等の建築設備が取り付けられています。固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価します。

家屋の所有者と異なる方（賃貸ビル等を借り受けて事業をしている賃借人・テナント等）が内装等を施工された場合は、内装・設備一式等が申告すべき償却資産に該当します。賃借人（テナント）等の方が償却資産として申告してください。

（１）家屋として評価するもの

家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となっている建築設備

（２）償却資産として評価するもの

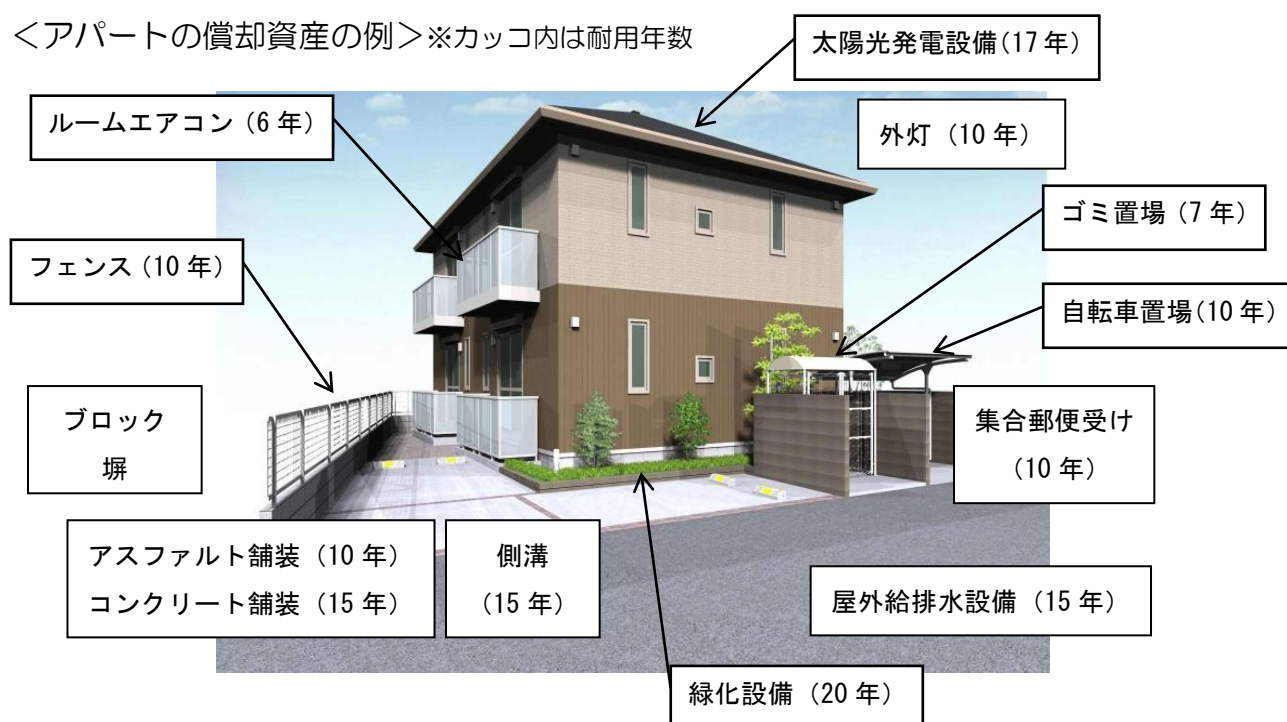
- ・家屋から独立した機器
- ・独立した機器としての性格が強いもの
- ・特定の生産業務の用に供されるもの
- ・単に移動、転倒を防止する程度に家屋に取り付けられたもの

＜償却資産と家屋の区分例＞

設備の種類	設備の分類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
電気設備	受変電設備	設備一式	
	予備電源設備	蓄電池設備、発電機設備	
	中央監視規制装置	装置一式	
	動力配線設備	特定の生産または業務用動力配線設備	左記以外の設備
	電灯コンセント配線設備	屋外設備一式	屋内設備一式
	電灯照明設備	屋外の照明設備（ネオンサイン等）	屋内の照明設備
	電話設備	電話機、交換機等の装置	配線、配管等
	自動車管制装置	屋外設備一式	屋内設備一式
	盗難非常警報装置		設備一式
	インターホン設備	インターホン機器	配線、配管等
	拡声装置	マイクロホン、スピーカー等	配線、配管等
	工業用テレビ（監視カメラ等）設備	監視カメラ、テレビ	配管、同軸ケーブル（配線）、接栓、ボックス類等
衛生設備	給排水設備	屋外の給排水設備、特定の生産または業務用給排水設備	屋内の給排水設備
	中央式給湯設備	独立煙突、煙道	配管、ボイラー、貯湯槽
	衛生器具設備		大小便器、洗面器、浴槽、キッチンユニット、流し台等
	ガス設備	屋外の配管、特定の生産または業務用の設備	左記以外の設備

衛生設備	浄化槽設備	設備一式（家屋と構造上一体となっていないもの）	設備一式（家屋と構造上一体となっているもの）
空調設備	冷暖房設備	ルームエアコン（取外しが容易なもの）	家屋と一体になっている機器（天吊・天井埋込型等）
	換気設備		設備一式
防災設備	火災報知設備		設備一式
	避雷設備		設備一式
	消火設備	消火器、ホース、ノズル、ガスボンベ等	消火栓設備、スプリンクラー
その他	運搬設備	工場等のベルトコンベアー設備	エレベーター、リフト、エスカレーター等
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備	サービス設備以外の設備
	洗濯設備		

＜アパートの償却資産の例＞※カッコ内は耐用年数



6. 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

- (1) 自動車税・軽自動車税の課税対象となるべきもの（実際に自動車税等が課されている必要はありません。） 例：小型特殊自動車に分類されるフォークリフト等
- (2) 無形固定資産（例：ソフトウェア、特許権、実用新案権等）
- (3) 繰延資産（例：創立費、開業費、開発費等）
- (4) 耐用年数1年未満または取得価額10万円未満の資産で、一時に損金算入されたもの
- (5) 取得価額20万円未満の償却資産で3年間で一括償却しているもの
- (6) リース資産で取得価額が20万円未満のもの

＜少額資産の取り扱い＞

○＝申告対象 ×＝申告対象外

	取得価額 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
①	個別減価償却	○(*1)	○	○	○
②	中小企業特例	○(*2)	○	○	
③	一時損金算入	×			
④	3年一括償却	×	×		
⑤	リース資産(*3)	×	×	○	○

(*1) 個人の方については、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

(*2) 取得価額10万円未満で中小企業の特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産に限ります。

(*3) 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産
上記③・④・⑤の償却方法について、令和4年4月1日以降に取得した資産の内、貸付（主要な事業として行われるものを除く）の用に供する資産は、当該償却方法の対象外となります。

7. 非課税、課税標準の特例について

(1) 非課税となる償却資産（別途添付書類が必要です。詳しくは、資産税課までお問い合わせください。）

地方税法第348条、同法附則第14条の規定に該当する資産については、固定資産税が課税されません。

(2) 課税標準の特例の適用を受ける資産（別途添付書類が必要です。詳しくは、資産税課までお問い合わせください。）

地方税法第349条の3、同法第349条の3の4、同法附則第15条、同法附則第15条の2、同法附則第15条の3、同法附則第56条の規定に該当する資産については、固定資産税が軽減されます。

＜中小企業等経営強化法による課税標準の特例について＞

中小企業等が新規に取得する機械及び装置・工具・器具及び備品・建物附属設備について、一定の要件を満たした場合、固定資産税の特例措置を受けることができます。

(1) 特例対象者

常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主、資本金の額が1億円以下の法人等のうち、佐野市長から先端設備等導入計画の認定（※）を受けた者

※認定についての詳細は、産業政策課（Tel: 0283-20-3040）へお問い合わせください。

(2) 特例措置内容

- ・新規取得先端設備にかかる固定資産税の課税標準が3年間、2分の1に軽減
- ・従業員に対する賃上げ方針の表明を計画内に記載した場合は、令和6年3月末までに取得した場合は5年間、令和7年3月末までに取得した場合は4年間、3分の1に軽減

(3) 特例対象資産

- ・先端設備等導入計画に基づき取得したもの
- ・年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備
- ・生産、販売活動等の用に直接使用する設備であること
- ・中古資産でないこと

設備	最低取得価額 (1台1基)	取得日
機械及び装置	160万円以上	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日
工具(測定・検査)	30万円以上	
器具及び備品	30万円以上	
建物附属設備(家屋と一体で課税されるもの以外)	60万円以上	

(4) 必要な添付書類(いずれも写し)

- ・先端設備等導入計画に係る認定申請書、先端設備等導入計画に関する認定書、認定経営革新等支援機関による事前確認書、認定経営革新等支援機関が発行する先端設備等に係る投資計画に関する確認書、従業員への賃上げ方針を表明したことを証する書面(賃上げ方針を表明した場合)
- ・リース会社が申告する場合は、上記に加えて、リース契約書、公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書

(5) 注意事項

- ・先端設備等導入計画が認定された後に、計画に基づき取得された設備であることが必要です。

＜令和元年東日本台風(台風19号)に係る被災代替償却資産の特例について＞

令和元年東日本台風により滅失又は損壊した償却資産に代わるものとして取得又は改良した償却資産に対しては、取得又は改良が行われた日後、最初に固定資産税を課することとなった年度から4年度分、課税標準となるべき価格の2分の1の額を軽減する特例措置が適用されます。

(1) 特例対象者

令和元年東日本台風により滅失又は損壊した償却資産の所有者等

(2) 特例対象資産

令和元年東日本台風により滅失又は損壊した償却資産に代わるものとして取得した償却資産、もしくは修理又は改良を行った場合の改良費(資本的支出のみ)(被災償却資産と種類が同一であり、使用目的又は用途が同一であると認められる代替償却資産に限ります。)

(3) 取得期限

災害発生日(令和元年10月12日)から令和6年3月31日まで

(4) 必要な添付書類

- ・被災代替償却資産特例申告書
- ・代替償却資産対照表
- ・被災償却資産が令和元年東日本台風により滅失又は損壊したことを証するもの
(令和元年東日本台風に係る更正決定通知書(写)、り災証明書(写)等)

(5) 状況に応じて必要となる書類

(ア) 被災した場所が佐野市以外の場合

- ・平成31年度の償却資産の詳細が記載された書類(被災償却資産がわかるようにすること)
(平成31年度償却資産申告書及び種類別明細書(写)等)
- ・被災償却資産について代替償却資産を新たに取得した場合は、代替償却資産に対し最初に固定資産税を課する年度において、被災償却資産が償却資産課税台帳上登録されていないことを証する書類(被災償却資産を除却又は売却等の処分をしたことが分かる書類)
- (イ)平成31年1月2日から災害発生日(令和元年10月12日)の前日までの間に取得し、令和元年東日本台風で被災した場合
 - ・災害発生時に被災地に所在、所有していたことを証する書類(納品書の写し等)
 - ・被災償却資産を除却又は売却等の処分をしたことが分かる書類
- (ウ)代替償却資産の取得者が、旧資産の所有者の相続人である場合や、合併・分割承継により資産の所有者となった法人である場合
 - ・相続人の場合…相続人であることを証する書類(戸籍謄本の写し等)
 - ・合併・分割承継法人の場合…その法人であることを証する書類(登記事項証明書の写し等)

8. 申告書等の記入について

記入方法、記入例、注意事項について、次ページ以降を参考に記入してください。

<個人番号(マイナンバー)・法人番号の記入について>

(1) 申告書への記入方法

償却資産申告書『3個人番号又は法人番号』欄に、個人の方は、12桁の個人番号を、法人にあつては13桁の法人番号を右詰めで記入してください。

なお、個人番号・法人番号の記入がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、個人番号の記入はないものとして受理いたします。

(2) 本人確認資料について(法人番号の場合は不要です。)

個人番号を記入した申告書を提出する場合は、本人確認資料の掲示または添付が必要です。

(ア) 本人が提出する場合(親族等が代わりに提出する場合も含む)

個人番号の確認資料	+	身元の確認資料
個人番号カード(裏面) 又は 住民票(個人番号記載) 又は 個人番号の通知カード 等		個人番号カード(表面) 又は 運転免許証 又は パスポート 等

(イ) 代理人(税理士等)が提出する場合

代理権の確認資料(原本)	+	代理人の身元確認資料	+	本人の個人番号確認資料
税務代理権限証書 又は 委任状 等		税理士証票 又は 運転免許証 等		本人の個人番号カード (両面) 又は 住民票(個人番号記載) 等

※税務代理権限証書は、郵送の場合でも原本を提出してください。

償却資産申告書【記入例】

- ◎ 印字されている住所・氏名等に変更があった場合は、抹消線を引き、余白に正しい内容を記入してください。
- ◎ 初めて申告される方は所有者コード、「前年中に取得したもの(イ)」及び「前年中に減少したもの(ロ)」を記入する必要があります。
- ◎ 電算処理(申告書作成ソフト等)により申告される場合は、資産内容が前年度と変更がない場合でも必ず全資産の種類別明細書を添付してください。

第二十六号様式 (提出用)

受付印

令和 年 月 日
佐野市長 殿

令和 7 年度

償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

1 住所 (ふりがな) 佐野市高砂町 1 番地	3 個人番号又は法人番号 327-8501	8 短期耐用年数の承認 1234567	※ 所有者コード 1234567
2 氏名 (ふりがな) 株式会社 みかもまこうぎよう 代表取締役 〇〇 〇〇 (屋号)	4 事業種目 (資本金等の額) (電話 0283-24-5111)	9 増加償却の届出 有・無	5 個人の方は事業を開始した年月を、法人は設立年月を記入。
5 事業開始年月 〇〇 〇〇 年 月	6 この申告に回答する者の氏名及び氏名 税理士 〇〇 〇〇 (電話 0283-20-××××)	10 非課税該当資産 〇〇〇〇製造業 (百万円)	6 事業の内容を具体的に記載。 (2以上の事業を行う場合は、それぞれ記載し、主たる事業種目に○印を付す。 法人は、資本金等の金額も記入。
7 税理士等の氏名 税理士 〇〇 〇〇 (電話 0283-20-××××)	13 税務会計上の償却方法 経理課 △△ △△ (電話 0283-20-××××)	11 課税標準の特例 有・無	7 事業の内容及び主たる事業種目に○印を付す。 法人は、資本金等の金額も記入。
14 青色申告 有・無	15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地 ① 佐野市高砂町 1 番地 ② ③	12 特別償却又は圧縮記帳 有・無	8 添付書類の名称。 (例)「増加償却の届出書の写」等
16 借用資産 (有・無)	17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家	13 税務会計上の償却方法 経理課 △△ △△ (電話 0283-20-××××)	9 住所、氏名等に異動があった場合は、異動事由(商号変更、合併等)、異動年月日、旧住所、旧氏名、合併法人名、被合併法人名等。 (例) 〇年〇月〇日 社名変更 等
18 備考(添付書類等)	19 前年中に資産の増減がなかった場合は、「異動なし」と記入する。	14 課税標準の特例 有・無	10 納税管理人を定めている場合は、その者の住所氏名。 ④ 償却資産が災害・事故により著しく損傷したこと、その他これに類する特別の事由がありかつ、その価額が著しく低下した場合には、その価額の程度。 ⑤ 該当となる資産がない場合は、「該当資産なし」と記入。

1. 個人事業の場合は、事業主個人の住民票上の住所。(事業所所在地を書かない)

2. 個人事業の場合は、事業主個人の氏名。

【 種類別明細書（増加資産・全資産）の書き方 】

令和6年中に、新品・中古品取得及び移動により受け入れた資産（前年前に取得した資産で新たに申告することとなった申告漏れ等の資産を含む。）について記入してください。

なお、本年度初めて申告される場合は令和7年1月1日現在の全資産を記入してください。

令和 7 年度										① 所有者コード ※		種類別明細書 （ 増加資産・全資産用 ）				② 所有者名		③ 枚のうち			
④ 1234567		⑤		⑥		⑦		⑧		⑨ (イ)		⑩		(ハ) ※		⑪		⑫		⑬	
行 番 号	資 産 の 種 別	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月	取 得 価 額	耐 用 年 数	減 価 残 存 率	価 額	課 税 標 準 の 特 例 率	課 税 標 準 額	増 加 事 由	摘 要								
01	1		外構工事	1	R 6 2	1 220 000	10					①・② ③・④									
02	2		太陽光発電設備(高砂町1番地)	1	H 30 9	16 330 000	17			⑪		①・② ③・④	申告漏れ								
03	6		応接セット	1	R 2 3	854 000	6					①・② ③・④	R4.2 ○○ 事業所より								

- ① [所有者コード] 本年度初めて申告される場合は記入の必要はありません。
- ② [所有者名] 所有者氏名又は名称を記入してください。
- ③ [枚のうち 枚目] 種類別明細書（増加資産・全資産用）について3枚のうち2枚目というようにページ数を付けてください。
- ④ [資産の種類] 構築物「1」、機械及び装置「2」、船舶「3」、航空機「4」、車両及び運搬具「5」、工具・器具及び備品「6」のいずれかの番号を記入ください。
- ⑤ [資産コード] 記入の必要はありません。
- ⑥ [資産の名称等] 太陽光発電設備の場合は、設置場所まで記入してください。（○○町○○番地）
- ⑦ [数量] 個数、台数等を記入してください。
- ⑧ [取得年月] 年号は、令和「R」、平成「H」、昭和「S」と記入してください。
- ⑨ [取得価額] 償却資産を取得するために通常支出すべき金額（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費、その他事業の用に供するため直接要した費用を含む。）を記入してください。消費税は取得価額に含めてください。（税抜経理方式を選択されている場合を除く。）圧縮記帳を行っている場合は、圧縮前の取得価額を記入してください。
- ⑩ [耐用年数] 減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1から別表第6まで（別表第3及び第4を除く。）に掲げる耐用年数を記入してください。なお、中古資産について、見積耐用年数によっている場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記入してください。
- ⑪ [減価残存率] [価額] [課税標準の特例] [課税標準額] 記入の必要はありません。ただし、電算処理による全資産申告の場合は記入してください。
- ⑫ [増加事由] 新品取得「1」、中古品取得「2」、移動による受け入れ「3」、その他「4」のいずれかの番号に○を付けてください。
- ⑬ [摘要] 次のような事項を記入してください。（書ききれない場合は、申告書の備考欄等にわかるように記入してください。）
 - ・資産の申告漏れがあった場合は、「申告漏れ」と記入
 - ・非課税又は課税標準の特例が適用される場合は、その適用条項（例：地方税法第349条の3第1項）
 - ・割賦販売資産等、地方税法第342条第3項の規定の適用がある資産は、その適用条項と売主の名称
 - ・耐用年数の変更があった場合には、その旨を表示
 - ・短縮耐用年数を適用している資産、増加償却を行っている資産はそれぞれ、その旨の表示

【 種類別明細書（減少資産用）の書き方 】

申告済資産のうち、令和6年中に売却、滅失又は他へ移動した資産（前年前の申告漏れを含む。）について記入してください。

全資産申告をされる場合（電算処理により申告される方や初めて申告される方）は記入する必要はありません。

令和 7 年度												
※① 所有者コード ※		種類別明細書（減少資産用）							② 所有者名		③ 2枚のうち	
④ 1234567									株式会社 みかも山工業		1枚目	
行 番 号	⑤ 資産の 種類 抹消コード	⑥ 資 産 の 名 称 等	⑦ 数 量	⑧ 取得年月		⑨ 取 得 価 額	⑩ 耐 用 年 数	⑪ 申 告 年 度	⑫ 減少の事由及び区分		⑬ 摘 要	
				年 号	月				1売却 2滅失 3移動 4その他	1全部 2一部		
01	2	19	1	S	48	7	十億 百万 千 円 1'060'000	10		①・2・3・4	①・2	
02	6	221	2	H	8	11	200'000	2		1・②・3・4	1・②	取得価額50万円（数量5）のうち 20万円（数量2）減少

① [所有者コード] 種類別明細書に印字されている所有者コードを記入してください。

② [所有者名] 所有者氏名又は名称を記入してください。

③ [枚のうち 枚目] 種類別明細書（減少資産用）について 3 枚のうち 2 枚目というようにページ数を付けてください。

④ [資産の種類] 種類別明細書に印字されている内容を記入してください。

⑤ [抹消コード] 種類別明細書に印字されているもののうち、減少した資産の資産コードを記入してください。

⑥ [資産の名称等] 種類別明細書に印字されている内容を記入してください。

⑦ [数量] 減少した資産の数量を記入してください。

例：5 個のうち 2 個減少させる場合は「2」と記入してください。また、金額のみ減少させる場合には数量 0（ゼロ）と記入してください。

⑧ [取得年月] 種類別明細書に印字されている内容を記入してください。

⑨ [取得価額] 減少させた個数（数量）に対しての取得価額（減少額）を記入してください。

⑩ [耐用年数] 種類別明細書に印字されている内容を記入してください。

⑪ [申告年度] 記入の必要はありません。

⑫ [減少の事由及び区分] 該当する番号に○を付けてください。

⑬ [摘要] 減少の区分が「2 一部」に該当する場合には、次のように記入してください。

例：取得価額 50 万円（数量 5）のうち 20 万円（数量 2）減少

【 注 意 事 項 】

申告用紙は各様式とも 1 枚目（提出用）を提出し、2 枚目（控用）は申告者が保管してください。

9. 太陽光発電設備の設置について

事業の用に供するために取得された太陽光発電設備（住宅用の太陽光発電設備であっても10kW以上）は、償却資産として課税対象となります。

ただし、家屋に一体の屋根材として設置された太陽光発電設備において、家屋の一部として課税されている場合には、課税対象となりません。

（1）対象となる資産

太陽光パネル、架台、接続ユニット、パワーコンディショナー、表示ユニット、電力量計、外構設備（フェンス等）等

（2）課税標準の特例

認定地域脱炭素化促進事業計画に従い取得した一定の設備、もしくはグリーンイノベーション基金補助金を受けて取得した一定の設備については、課税標準の特例が適用される場合があります。適用される条件についての詳細は、資産税課までお問い合わせください。

（3）申告書記入の注意点

申告の際は、申告書の「15 市（区）町村内における事業所等資産の所在地」に、太陽光発電設備の所在地番を正確に記入してください。また、複数の土地にまたがって設置している場合は、代表地番を記入してください。

10. 償却資産申告における注意事項

（1）申告をしなかった場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条、市税条例第75条の規定により、過料が科されることがあります。

（2）実地調査等について

申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条の規定に基づき、問い合わせや資料の提供の依頼を行う場合がありますので、ご協力ください。また、地方税法第354条の2の規定に基づき、所得税または法人税に関する書類の閲覧を行うことがあります。

（3）過年度への遡及について

実地調査等の結果や申告漏れ等により課税内容が修正となる場合、現年度だけではなく、5年度分まで遡及して課税となる場合があります。その際は、通常と異なり、納期は1回となりますのでご注意ください。